

「難民保護法検討のための論点整理」

衆議院では、平成23年11月17日の本会議で、また参議院では同年11月23日の本会議で、難民保護への国を挙げた取り組みをうたった決議を全会一致で採択しました。その中では、「難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。」と明言されています。この決議は難民条約発効60周年を記念したものとして、世界でも例のない素晴らしい決議として国際社会から評価されています。

特定非営利活動法人なんみんフォーラム（F R J）は、各会員団体がこれまで日本国内での難民支援に携わってきた経験から、認定基準なども含めて、難民保護法として法制化することが必要と考えます。そこで、「論点整理」として、1. 難民認定制度の改善、2. 庇護希望者の法的地位の保障、3. 庇護希望者の生活保障、4. 難民の社会統合、5. 公平な保護施策の5点を挙げました。また、難民自身や地方自治体、NGO・NPO等の市民社会を含む、官民の連携を通じて、政策立案を進めることが重要だと考えます。

難民は、多様な文化を日本にもたらし、社会を活性化させる大切な存在です。難民保護法を制定することによって、日本の難民保護への取り組み、さらには「人間の安全保障」をはじめとする人道的な国際貢献は、世界で一層広く認められるようになるでしょう。すべての人が「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する」ことを可能にするために、日本でも、国内で難民保護を実現する新たな法整備を望みます。

平成25年6月
特定非営利活動法人 なんみんフォーラム